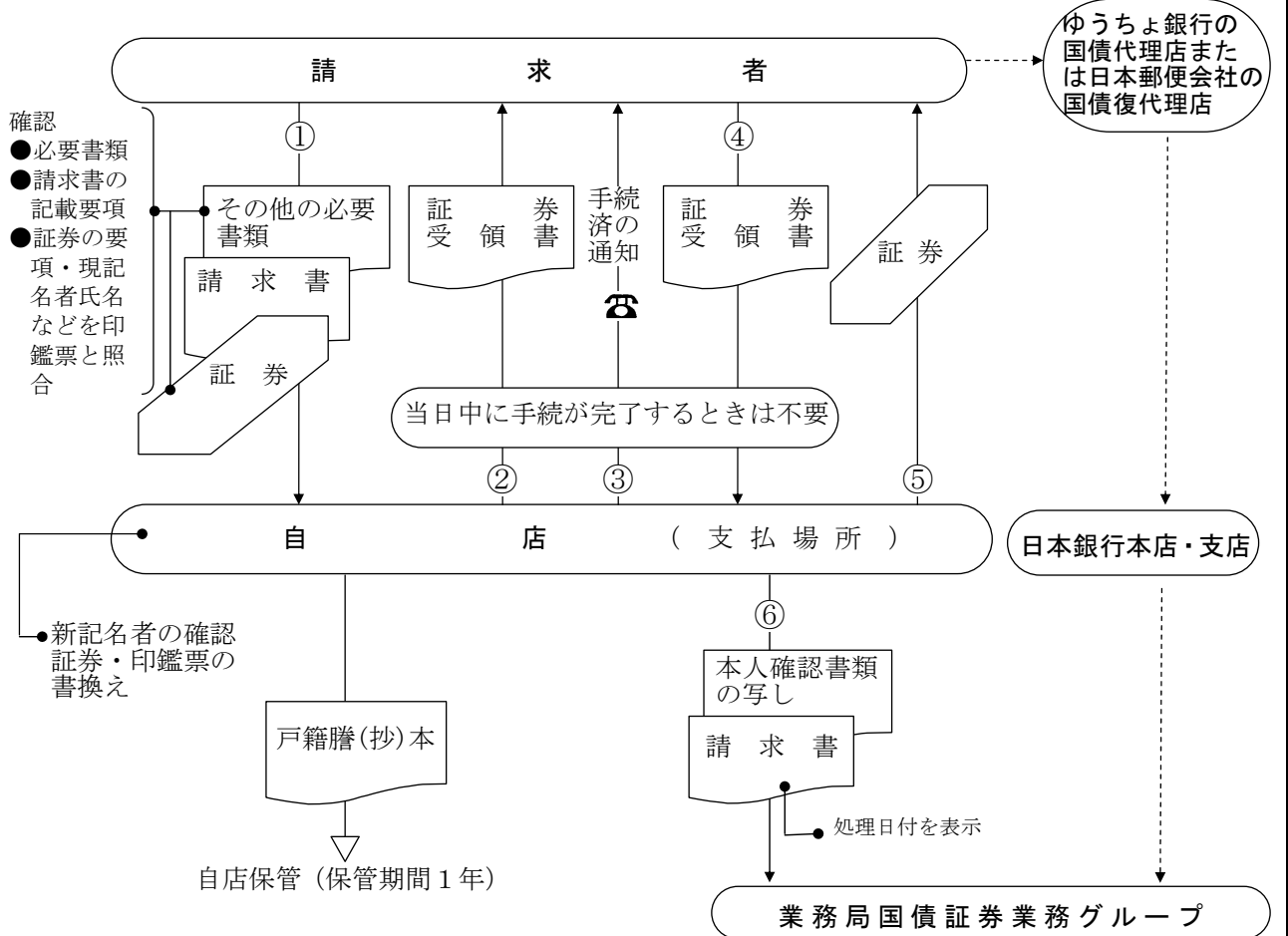


4 2 2 記名変更の請求

⇒ 記名者の行為能力に関する届出・4 2 7 参照

あらし

*点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書・その他必要書類を提出させる。
- 戸籍謄(抄)本などにより、新記名者が正当な権利者であることを確かめたうえ、証券・印鑑票の記名などを書換える。
- 記名国債証券は、法令により原則として譲渡・担保差入れが禁止されているので、譲渡による記名変更の請求は受け付けることができない。
- 審査にあたり内容が複雑で新記名者が正当な権利者であることの確認が難しい事例については、業務局国債証券業務グループへ照会のうえ、その審査を業務局国債証券業務グループに依頼する扱いとして差支えない。

同時請求

記名変更の請求と同時に他の請求・届出を受けたときは、記名変更手続きを先にすることとなる。

⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 記名変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券記名変更請求書に次の必要書類を添えて提出させる。この場合、請求者に本人確認書類の写しを作成する旨を伝えるほか、請求者から提出を受けた必要書類について、請求者から返却希望があった場合は、正本の写しを作成し、これに「正本と照合済」の旨と日付を記入、取扱者が押印したうえで写しを保管する。</p> <p>なお、必要書類のうち、戸籍謄本等については電子情報処理組織により作成される次の書類でも良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ●戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 ●除籍謄本……………除かれた戸籍の全部事項証明書 ●除籍抄本……………除かれた戸籍の個人事項証明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">請求書 記載例参照</div> <p style="text-align: center;">* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から、当該国債代理店または国債復代理店を支払場所とする記名国債証券の記名変更請求にかかる書類・証券の送付を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p>

請求の理由	必要書類	
	本人確認書類 ⇒ 4 1 9 の 2 参照・本人確認書類	戸籍謄（抄）本など
①相続	<p>○ 新記名者のもの 〔新記名者が未成年者のときは、親権者または未成年後見人のもの〕</p>	<p>○ 現記名者の死亡を確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本または住民票（写）</p> <p>* 住民票（写）については、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分を復元できない程度にマスキング（以下単に「マスキング」という。）すれば受け取ることは可能。</p> <p>○ 新記名者が先順位の相続人であることが確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本</p>

請求の理由	必要書類	
	本人確認書類 ⇒ 419の2参照・ 本人確認書類	戸籍謄(抄)本など
		<p>〔新記名者が未成年者のときは、親権者または未成年後見人が記載されているもの なお、戸籍謄(抄)本にこの記載がないときは、家庭裁判所の審判書の謄本〕</p> <p>* 昭和32年法務省令第27号により改製の旨が表示されている戸籍謄本には、改製日前に除籍された者の記載がなく、また在籍者でも身分事項の一部が省略されているので、先順位の相続人の有無を確かめるときは、改製前の除籍謄本(「改製原戸籍」の表示がある。)が必要なときもある。</p> <p>○ 現記名者の法定相続情報一覧図(写) * この場合、上記の戸籍謄(抄)本などの提出を要しない。</p> <p>〔新記名者が未成年者で、法定相続情報一覧図(写)により親権者または未成年後見人の確認ができない場合、親権者または未成年後見人が記載されている戸籍謄(抄)本(戸籍謄(抄)本にこの記載がないときは、家庭裁判所の審判書の謄本)も提出させる。〕</p> <p>○ 同順位の相続人が複数存在する場合で、かつ、相続財産の分割を家庭裁判所の審判で決定し、同決定に基づく相続人から記名変更の請求を受けたときは、次の書類を提出させる。 この場合、上記の戸籍謄(抄)本などの提出を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続財産の分与に関する家庭裁判所の審判書の謄本 ・ 家庭裁判所の発行した審判の確定証明書

<p>②改氏名</p> <p>* 婚姻・養子縁組・離婚・離縁などによる改氏名 〔未成年者の養子縁組による改氏名など、法定代理人の変更手続きを伴うときがある。〕 ⇒ 427参照・記名者の行為能力に関する届出</p>	<p>○ 改氏名後の記名者のもの 〔記名者が未成年者のときは、親権者または未成年後見人のもの〕</p>	<p>○ 改氏名が確認できる記名者の戸籍抄本</p>
<p>③誤記訂正</p> <p>* 記名者が当初氏名を誤記して手続きしたか、証券交付までの手続きで証券の記名が誤記されたため、戸籍上の氏名と相違しているときの訂正。</p>	<p>○ 記名者のもの 〔届出印により請求するときは不要〕</p>	<p>○ 記名者の戸籍抄本または住民票(写)</p> <p>* 住民票(写)については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票(写)が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。</p>

**引揚者特別交付金国庫債券
慰労金国庫債券のとき
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効(時効期間10年)の適用があるので、特殊事例610を参照のうえ取扱うこと。

- 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。

照会を要する事例

- 次のような請求・届出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 相続に伴う成年被後見人（民法第 7 条）・被保佐人（民法第 11 条）・被補助人（民法第 15 条。補助人に請求行為についての同意権または代理権が付与されている場合に限る。）・任意後見契約の委任者（任意後見契約に関する法律。任意後見監督人が選任されており、かつ、任意後見人に請求行為についての代理権が付与されている場合に限る。）として知れている者からの請求
 - 包括受遺者（民法第 990 条）からの請求
 - 特別縁故者（民法第 958 条の 3）からの請求
- 請求者から次の申し出を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 現記名者の相続人による限定承認の申述が家庭裁判所に受理された旨
 - 現記名者の相続人の財産の中から、現記名者の相続財産を分離することを家庭裁判所が命じた旨

②審査など

- 提出された証券・書類について、次のことを確かめる。
 - 請求の理由ごとに必要書類が整っているか
 - 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・枚数・金額、現記名者の氏名が証券・印鑑票と一致しているか
なお、廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印（「支払済」の文言の表示を含む。)) が押されている証券については、請求を受付けることができない。
⇒ 142②参照・廃印の取消方法
 - * 証券に支払期日が到来している利賦札がついていても、そのまま請求を受付けてよい。
 - 請求書に記載されている新記名者が正当な権利者であり、本人確認書類・戸籍謄（抄）本などと一致しているか
⇒ 相続のとき・422-2相続による記名変更の審査基準 参照
 - * 審査にあたり疑義があるとき、または特に内容が複雑なときは、業務局国債証券業務グループへ照会のうえ、証券・請求書その他の必要書類を業務局国債証券業務グループへ送付して差支えない。
 - * 審査の結果、相続人のあることが明らかでないとき（民法第951条）は、家庭裁判所で選任された相続財産管理人が証券を管理することとなるので、請求者へ証券・請求書・その他の書類を返す。
⇒ 相続財産管理人から元利金の支払請求を受けたとき・427-2相続財産管理人の選任に関する申出 参照
 - ⇒ 232参照・照会を要する事例
- 提出された本人確認書類の写しを1部作成する。
 - * 提出された本人確認書類が個人番号カードである場合には、写しの作成は表面のみとすること。同カード裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号記載部分のコピーをしてはならない。また、提出された本人確認書類が国民年金手帳であってその写しを作成する場合には、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号いう。以下同じ。）部分をマスキングする。
- 当日中に手続きが完了しないものについては、受入れた証券・請求書により国債証券受領書を作成して請求者に交付するとともに、本人確認書類を返す。証券・請求書・その他書類は手続きが完了するまで自店において保管する。
 - ⇒ 413①参照・証券受領書の交付
 - ⇒ 412参照・証券の整理保管
- 請求書の処理欄に店名・受付日付を表示する。
 - ⇒ 141②参照・受付証券類への店名などの表示

③証券・印鑑票 の書換え

- 証券・印鑑票の記載事項を書換え、印鑑票の印鑑欄に届出印の押印を受ける。

⇒ 417参照・証券・印鑑票の記載事項の書換え

- * 汚染き損証券の引換請求、証券・利賦札滅紛失の届出を同時に受けたときは、印鑑票だけ書換えを行う。
- * 印鑑票に記載されている支払場所を書換える場合において、印鑑票の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。

- 請求書の処理欄に「記名変更日付」を表示する。

④証券の返付

- 手続済の証券および本人確認書類を請求者に返す。

- 前記②により証券受領書を交付しているときは、請求者へ手続済の旨を電話などにより通知し、証券受領書と引換えに証券を返す。

⇒ 413②参照・証券受領書の回収

- * 上記の通知をするときは、証券受領書を持参するよう伝える。
- * 請求に際し、手続済の証券を郵送されたい旨の申出を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続きをする。

⇒ 419参照・証券の送付請求

⑤請求書など の送付

- 前記③の手続完了後、請求書および本人確認書類の写しを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

- 戸籍謄（抄）本などは、自店に保管（保管期間1年）する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄に御記入下さい。

書式 No. 201

〇〇

記名国債証券記名変更請求書

~~日本銀行~~ 〇〇支店 御中

(日付) 19. 10. 3

②
捨印
甲野

郵便番号	××× - ××××
住所	横須賀市衣笠栄町2-5
電話番号	0468 - 22 - 1234
氏名	甲野花子

①

	氏	名		
現記名	③ 甲野	③ 太郎	記名変更 の理由	相 続 改 氏 名 誤 記 訂 正 ()
フリガナ	コウ ノ	ハナ コ		
新記名	④ 甲野	④ 花子		

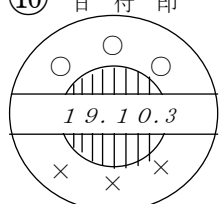
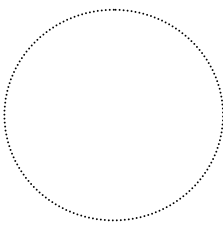
下記記名国債証券に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

国債名称									
第四回特別弔慰金国庫債券									
記号	額面金額	証券の番号(右詰で記入)					付属利賦札の状態		
い	300千円	1	2	3	4	5	6	7	⑤ 68年6月15日渡

(日本銀行記載欄)

合計枚数	枚	合計額面金額	千円
------	---	--------	----

(取扱機関処理欄)

郵便局	日本銀行本支店または代理店	業務局
<p>⑩ 日付印</p>  <p>[印章確認済]</p> <p>(注) 正当な権利者であることを確認のうえ日付印を押す。</p>	<p>受付印 (店名・日付)</p> <p>⑥ 19.10.5</p> <p>〇〇銀行〇〇支店</p> <p>受入済印 (統轄店)</p>	<p>記帳済印</p> 
<p>⑦ 同時請求</p> <p>各請求書等はそれぞれ同時に提出すること</p> <p>支払場所変更 滅紛失</p> <p>汚損引換</p>	<p>⑧ 証券交付時変更</p> <p>日本銀行本支店・代理店だけの取扱</p> <p>記名変更日付</p> <p>⑨ 19. 11. 12</p>	
<p>⑧ 新規発行証券 滅紛失代証券</p> <p>汚損引換代証券</p>		

